

「国民年金学生納付特例制度」について

「国民年金学生納付特例制度」について

20歳になると国民年金に加入して保険料を納めることになります。学生納付特例制度は、所得が少ないなどの理由で納付が困難な方が申請により保険料の納付が猶予される制度です。

所得審査の対象者は？

一般免除の場合は、本人以外に配偶者・世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判断しますが、学生納付特例はご本人の所得が所得基準以下であるか否かで判定することになります。

※学生の方は、学生納付特例制度のみの利用になります。

所得基準は？

所得基準（前年度） = 118万円 + 扶養親族等の数 × 38万円 + 社会保険料控除等

対象となる学校は？

○大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（※1）、一部の海外大学の日本分校（※2）です。

※1 修業年限が1年以上の課程に在学している方に限られます。

私立の各種学校については都道府県知事の許可を受けた学校に限られます。

※2 日本国内にある海外大学の分校であって、文部科学大臣が個別に指定した課程に限られます。

承認を受けた期間は？

○未納の期間とは違い、障害基礎年金等の受給資格期間に含まれます。

○10年以内であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができます。

(ただし、承認期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納するときは経過期間に応じた加算額が上乗せされます。)

-「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います-

		納付	学生納付特例	未納
障害基礎年金・遺族基礎年金(受給資格期間)		<input type="radio"/> (入ります)	<input type="radio"/> (入ります)	× (入りません)
老 齡 基 礎 年 金	受給資格期間	<input type="radio"/> (入ります)	<input type="radio"/> (入ります)	× (入りません)
	年金額に計算	<input type="radio"/> (されます)	× (されません)	× (されません)

平成25年度の申請は平成25年4月1日から受付します。

*ただし学生の方で平成25年度に20歳を迎える方は、日本年金機構より国民年金加入届等の書類が届いてから、その書類を市役所へ持参頂いたうえでの申請になります。

※平成24年度の申請は平成25年4月30日までです。

申請は保険年金課または各支所市民窓口課へ

お持ちいただくもの

- 年金手帳（または基礎年金番号がわかるもの）
 - 学生証（コピー可。有効期限が記載されているもの）
 - 認印

【問合せ】保険年金課（内線141・142）

笨闖吉所東居窗口課 (內線72123)

立高支所市民窗口課（內線72123）
峯門支所市民窗口課（內線73182）

